

公募型企画提案（プロポーザル）参加者募集要項

1 業務名称

天王寺区 子育てスタート応援事業に関する業務委託 長期継続

2 事業目的

天王寺区内で出生した子どもを持つ家庭（天王寺区に住民票を有する3か月児健康診査受診者を持つ家庭）を対象に、子どもの体験・教育等の機会を提供するサービス、子どもを預かるサービス、養育者を支援するサービス、任意予防接種に利用できる「子育てスタート応援券」を交付し、子育て世帯を支援するとともに、子育て支援サービスを提供する民間事業者等の活動促進を図る。

3 事業内容

本事業の具体的な業務内容については、別添「仕様書」を参照してください。

なお「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し契約締結を行うものとします。

事業予定者となった後に、追加・変更する業務内容については当区役所と協議のうえ定めることとします。

4 委託期間と事業スケジュール（予定）

(1) 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

(2) 応援券利用開始時期

平成26年9月（予定）

5 委託費用（予定価格）

本業務委託金額は、金11,936千円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。各年度における上限額は下記のとおりです。

年度	上限額（※消費税は8%で積算している）
平成26年度	6,652千円
平成27年度	5,284千円
合計	11,936千円

なお、この仕様書による契約については、複数年の長期継続契約となることから、平成27年度の契約は、平成27年度予算の市会の議決がされ、当該予算年度の執行が可能となることにより、効力が生じるものとします。

6 参加資格

次の条件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。
また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。
- (4) 公募型企画提案（プロポーザル）参加申出時に、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 共同体で申請する場合は、上記（1）から（5）の条件を満たす法人同士の場合とし、以下の要件も満たさなければならない。

- ①全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- ②応募申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は、認めない。
- ③構成員すべての事業者が上記（１）～（５）の基準をすべて満たしていること。
- ④代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ⑤申請書の提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑥単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- ⑦各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

7 スケジュールおよび応募の手続き

(1) 募集に係る質問・回答

- ①受付期間：平成26年4月8日（火）～4月15日（火）午後5時まで
- ②質問方法：本要項第13項に記載の質問先まで電子メール・FAX等により送付してください（様式1）。なお、送信後に必ず着信したかどうか電話確認をしてください。口頭または電話による申込は受け付けません。
- ③回答日：平成26年4月18日（金）午後5時（予定）
- ④回答方法：質問があつた場合は、本区役所ホームページに回答を掲載します。

(2) 企画提案を求める事項に係る説明会

- ①日 時：平成26年4月21日（月）午後2時（予定）
- ②場 所：天王寺区役所 5階 502会議室（予定）
- ③申込方法：説明会に参加を希望される事業者は平成26年4月15日（火）午後5時までに、本要項第13項に記載の提出先まで電子メール・FAX等により申し込んで下さい（様式2）。なお、送信後に必ず着信したかどうか電話確認をしてください。口頭または電話による申込は受け付けません。

(3) 企画提案を求める事項に関する質問・回答

- ①受付期間：平成26年4月22日（火）午後5時まで
- ②質問方法：本要項第13項に記載の質問先まで電子メール・FAX等により送付してください（様式1）。なお、送信後に必ず着信したかどうか電話確認をしてください。口頭または電話による申込は受け付けません。
- ③回答日：平成26年4月25日（金）午後5時（予定）
- ④回答方法：質問があつた場合は、本区役所ホームページに回答を掲載します。

(4) 参加申込み

- ①受付期間：平成26年4月28日（月）～5月1日（木）（必着）
までの、本市の休日を除く毎日。午前9時から午後5時まで。
- ②提出書類：公募型プロポーザル参加申出書（様式3）
（添付資料）
ア 法人の概要（様式4）
イ 役員名簿
ウ 定款の写し
エ 事業概要
直近事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書
オ 印鑑証明書

カ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(提出日3カ月以内に発行、写し可)

③提出方法：本要項第13項に記載の提出先に、持参(郵送も可)にて提出してください。

④その他：申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とします。

⑤参加者の指名：公募型プロポーザル参加指名通知書は、平成26年5月2日(金)付けで交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書等として、入札参加者の社名を記し押印した正本(1部)と、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外した副本(10部)を作成し提出すること。副本においては、業務実績についても社名がわかるような表現を行わないこと。

なお、必要に応じ担当者へのヒアリングを企画提案会前に行うことがある。

①提出書類 企画提案書(様式5)、経費見積書(様式6)

但し、記載すべき事項が含まれていれば様式は問わない。

②提出期間 平成26年5月7日(水)から5月13日(火)(必着)午後5時までの、本市の休日を除く毎日。午前9時から午後5時まで。

③提出先 本要項第13項に記載の提出先に持参(郵送も可)により提出してください。

(6) 企画提案会(プレゼンテーション)

参加者は指定された日時に開催する企画提案会において、提出した企画案に基づき企画提案を行うこと。

①開催日時 平成26年5月21日(水)または22日(木)午前9時から午後5時30分までで区が指定した時間

②開催場所 大阪市天王寺区役所 5階 502会議室(予定)

③時間等 事業者別、1社25分以内(企画提案書により提案15分、質疑10分)

8 企画提案を求める事項及び選定手続き等について

(1) 企画提案を求める事項

①受託者のこれまでの経験や専門的なノウハウを活用した「天王寺区 子育てスタート応援事業」を実施するにあたっての基本的考え方

②基本的な考え方を実現するための具体的な方策

○サービス登録事業者(以下、登録事業者という)関係業務

- ・登録事業者関係業務の全体概要
- ・登録事業者の確保
- ・登録事業者の提供するサービスについて
- ・登録事業者ガイドブックの編集方針

○サービス利用者(以下、利用者という)関係業務

- ・利用者関連業務の全体概要
- ・申請書の作成・回収・受付
- ・応援券の発行・発送
- ・利用者ガイドブックの編集及びホームページの作成・運用方針

○応援券の回収・集計・精算業務

- ・応援券の回収・集計・精算業務の全体概要
- ・使用済み応援券の回収・集計
- ・精算業務

・応援券の偽造防止及び不正利用の防止策

○事業評価・分析業務

- ・アンケート調査

- ・年度報告書
- 実施スケジュール
- ③事業実施体制
 - 実施体制
 - ・事業開始当初までの実施体制
 - ・運用業務の実施体制
 - 個人情報の保護及び管理
 - 安全管理及び緊急時の対応
- ④同種・類似事業の取組実績等
 - 子育てスタート応援事業又はそれに類する事業の実績
 - 受託者として専門性・得意とする分野、並びにその活用及び効果についての実績
 - 受託者の協力機関・団体等並びにその協力内容などについての実績
- ⑤経費見積り

(2) 選定方法

別に定める選定委員会において、企画提案等の書類審査及びプレゼンテーションについて総合的に審査を行い、最も優れた者を受託予定者として選定する。

(3) 審査基準（配点割合）

- ①基本的考え方（5%）
 - ・事業目的・内容を理解し、的確な内容になっているか
- ②基本的な考え方を実現するための具体的な方策（40%）
 - 登録事業者関係業務
 - ・登録事業者の募集方法やサービス内容の確認方法が適切か
 - ・登録事業者向けガイドブックはわかりやすいものであるか
 - サービス利用者関係業務
 - ・回収した申請書の処理、データの管理方法は適切か
 - ・応援券は使いやすいものであるか
 - ・利用者向けガイドブック及びホームページはわかりやすいものであるか
 - ・応援券の利用率を向上させる工夫はなされているか
 - 応援券の回収・集計・精算業務
 - ・使用済み応援券の回収方法に関する処理が適切か
 - ・応援券の偽造防止及び不正利用防止策が適切か
 - 事業評価、分析業務
 - ・アンケートの実施手法および年度報告書の作成方針は適切か
 - 事業スケジュール
 - ・具体的かつ適切で、遂行可能な案になっているか
- ③事業実施体制（10%）
 - ・提案内容を確実に遂行できる実施体制、支援体制となっているか
- ④同種・類似事業の取組み実績等（5%）
 - ・本件の推進に資する同種・類似の取組み実績を有するか
- ⑤経費の見積り（40%）
 - ・契約上限額に適合し、より安価な経費であるか

9 結果の通知及び公表

選定結果は、平成26年5月23日(金)付けで、すべての応募者に通知する予定です。

1 0 契約手続き

(1) 契約の締結

選定委員会で選定された事業予定者は、提案書に基づき、本区役所と詳細な内容について協議を行い、正式な業務委託仕様書を提出のうえ、契約を締結します。

(2) 失格要件

事業予定者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、本区役所は、審査結果にかかわらず、既に決定した事項を取り消し、失格とします。

- ①提出された提案書が次の要件の一つに該当する場合
 - ・応募資格のない者が提案した提案書
 - ・この要項に定める提出方法、期限に適合しない提案書
 - ・虚偽の内容が記載されている提案書
 - ・他者の著作権を侵害する提案書
- ②本業務委託契約締結前に本市において指名停止となった場合
- ③参加資格要件を満たさない事由が発覚した場合

1 1 次順位の繰上げ

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の候補者が事業予定者に繰り上がるものとします。

1 2 その他

- (1) 提案、契約手続きにかかる費用については、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、審査の用途以外に、応募者に無断で使用しません。ただし、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除き、情報公開の対象となります。
- (3) すべての提案書は返却しません。
- (4) 期限後の提出、差し替え等は認めません。
- (5) 申出書類に虚偽の記載をした者並びに大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型企画競争参加は、無効とします。

1 3 質問、提出、問い合わせ先

大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号
大阪市天王寺区役所事業戦略室 (区役所 6 階 61 番窓口)
電話 06-6774-9910 FAX 06-6772-4904
e-mail: ti0009@city.osaka.lg.jp